



非上場株式の相続税(贈与税)の納税猶予及び免除の特例(特例事業承継税制)

中小企業経営者の高齢化が深刻な問題となり、後継者難による廃業数が増加している中、優れた技術やノウハウが喪失してしまうことを防ぐため、平成30年度税制改正により事業承継税制について、これまでの措置に加え、10年間の措置として特例事業承継税制(以下『特例制度』)が創設されました。

■ 特例事業承継税制の概要

事業承継税制は、後継者である相続人等が、円滑化法の認定を受けた非上場会社の株式等を贈与又は相続等により取得した場合の贈与税・相続税について、一定の要件のもと、その納税を猶予し、後継者が死亡等したときは納税猶予額が免除される制度です。以下『一般制度』特例制度では、さらに『特例承継計画』を提出することにより納税猶予の対象となる非上場株式等の制限(総株式数の3分の2まで)の撤廃や、納税猶予割合の引上げ(80%から100%)等の優遇措置がとられました。

■ 一般の事業承継税制との主な相違点

| 変更項目 | 一般の事業承継税制 | 特例事業承継税制 |
|--------------|------------------------|----------|
| 1 対象となる株式 | 議決権株式総数の3分の2 | 全株式 |
| 2 相続時の猶予対象額 | 80% | 100% |
| 3 雇用確保要件 | 5年間の平均80%維持 | 実質的に撤廃 |
| 4 贈与者の要件 | 先代経営者のみ 改正により複数の株主) | 複数の株主 |
| 5 後継者の要件 | 後継者1人 | 後継者3人まで |
| 6 相続時精算課税の適用 | 推定相続人である後継者 | 後継者 |

1. 特例制度では対象となる株式が発行済議決権株式総数の全部について対象になります。
2. 一般制度の相続時における納税猶予額は最大で全株式評価額の53.3%($100\% \times 2/3 \times 80\%$)でしたが特例制度では全株式評価額の100%に相当する金額になります。
3. 一般制度では贈与又は相続から5年間の事業継続期間における平均従業員数が、贈与时又は相続時の従業員数の80%を下回ると認定が取り消され納税猶予をされていた税額を全額納税する必要がありましたが、特例制度では、平均従業員数が80%を下回ることとなっても認定経営革新等支援機関の意見が記載された一定の書類を提出することによ

り認定は取り消されないため実質的に雇用確保要件が撤廃されました。

4. 一般制度においては、同族関係者間において筆頭株主で代表者であった先代経営者からの贈与に限定されておりましたが、特例制度では、先代経営者からの一括贈与を条件に後継者が代表者以外の者から贈与により取得する株式についても対象になります。このため、経営に関与していない株主や親族外の株主からの贈与も対象になります。なお、特例制度の創設とともに一般制度も改正されて同様の取扱いになりました。
5. 一般制度では対象となる後継者は筆頭株主となる代表者に限られていますが、特例制度では発行済議決権株式総数の10%以上を所有する上位3名まで対象になります。
6. 相続時精算課税制度による受贈者は推定相続人及び孫が対象ですが、特例制度では、他の親族や第三者でも対象になります。

■ 特例承継計画の提出

特例制度では、特例制度開始後5年内(2023年3月31日まで)に後継者の氏名・承継までの経営の見通し・承継実施内容・認定経営革新等支援機関の所見などを記載した『特例承継計画』を都道府県に提出する必要があります。

■ 企業の持続発展のために

特例事業承継税制は10年間の時限措置であるため、期間内に確実に相続が発生する予測はできないことから、贈与税の納税猶予を前提として活用することが望ましくなります。また、特例承継計画の提出は5年内とされているため、後継者の選定・教育など早い段階での対応が必要になり、資産の保有形態や株主構成の変更などの特例対象とするための事前準備が必要なケースもあります。税理士法人東京総合経営は認定経営革新等支援機関の指定を受けていますので、会社の株式について後継者への移譲が済んでなく多額の相続税負担がかかるような場合には、お早めにご相談ください。

執筆(文責) 東京総合経営
税理士: 越井 智

【参照法令】(措法70の7、70の7の2)